平成２９年（フ）第４５０３号
大阪市都島区毛馬町２－11－11－214、住民票上の住所大阪市都島区大東町３丁目７番38号　福寿荘　13号
債務者　翔南塗装こと　森田　充彦
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６９号
大阪府豊中市西泉丘１丁目３番７－222号
債務者　和田　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０５号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番13－101号
債務者　和田　仁美
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２１号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目３番23号　リュミエール東大阪西堤の風301号
債務者　上谷美和子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３号
北海道芦別市北５条西２丁目13番地の５
債務者　千葉　夏樹
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
北海道滝川市二の坂町東１丁目７番９号
債務者　森村　康子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
北海道帯広市西５条南24丁目17番地２　コーポひろおか３号室
債務者　東　　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
北海道足寄郡足寄町南２条２丁目５番地
債務者　江畠智恵子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
岡山県真庭市久世2717番地
債務者　岡村　　和
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１１４号
香川県仲多度郡琴平町五條1054番地51　サンライフホワイト203号室
債務者　髙橋久美子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１５号
香川県仲多度郡琴平町五條1054番地51　サンライフホワイト203号室
債務者　髙橋　親世
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１６号
香川県仲多度郡琴平町五條1054番地51　サンライフホワイト203号室
債務者　髙橋　典子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１２４号
香川県丸亀市飯山町東小川524番地５
債務者　中原　亜智
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第６３号
福岡県大牟田市東新町１丁目６番地
債務者　山口　優美
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第９２号
長崎県大村市荒瀬町441番地、旧住所長崎県大村市小路口町317番地１　アーバンハイツ小路口Ｃ－102
債務者　山添　佳代
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
長崎県諫早市天満町25番12号　２号
債務者　髙柳健次郎
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１４７７号
愛知県豊明市栄町上姥子３番地20　第２さくら荘101号
債務者　池田　裕司
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部